

受付番号：040008

法律等名称：建築基準法

案件名：平成12年建設省告示第1449号に関する提案

検討項目：煙突等の地震力に関する構造計算の検討

検討した結果：平成19年国土交通省告示第620号により、平成12年建設省告示第1449号の一部改正をもって措置済み

○国土交通省告示第620号

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成19年政令第49号）の施行に伴い、煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成12年建設省告示第1449号）の一部を改正する件（公布：平成19年5月18日、施行：平成19年6月20日）

新旧対照条文

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p><u>煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を定める件</u></p> <p>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）<u>第139条第1項第四号イ（同令第140条第2項、第141条第2項及び第143条第2項において準用する場合を含む。）及び第142条第1項第五号の規定に基づき、煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの安全性を確かめるための構造計算の基準を第1から第3までに定め、同令第139条第1項第三号（同令第140条第2項、第141条第2項及び第143条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高さが60メートルを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を第4に定める。</u></p> <p>第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）<u>第138条第1項に規定する工作物のうち同項第一号及び第二号に掲げる煙突及び鉄筋コンクリート造の柱等（以下「煙突等」という。）の構造計算の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>煙突等の風圧力に関する構造計算は、次に定めるところによること。</u></p> <p>イ・ロ（略）</p>	<p><u>煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件</u></p> <p>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）<u>第139条第3項（同令第140条、第141条第2項、第142条及び第143条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。</u></p> <p>第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）<u>第138条第1項第一号及び第二号に掲げる煙突及び鉄筋コンクリート造の柱等の構造計算の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>煙突及び鉄筋コンクリート造の柱等（以下「煙突等」という。）の風圧力に関する構造計算は、次に定めるところによること。</u></p> <p>イ・ロ（略）</p>

二 煙突等の地震力に関する構造計算は、次に定めるところによること。ただし、煙突等の規模又は構造形式に基づき振動特性を考慮し、実況に応じた地震力を計算して構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

イ (略)

ロ 煙突等の地下部分は、地下部分に作用する地震力により生ずる力及び地上部分から伝えられる地震力により生ずる力に対して構造耐力上安全であることを確かめること。この場合において、地下部分に作用する地震力は、煙突等の地下部分の固定荷重と積載荷重との和に次の式に適合する水平震度を乗じて計算するものとする。

(式 略)

第2 令第138条第1項に規定する工作物のうち同項第三号及び第四号に掲げる広告塔又は高架水槽等並びに同条第2項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーター（以下「広告塔等」という。）の構造計算の基準は、次のとおりとする。

一 広告塔等の構造上主要な部分の各部分に生ずる力を、次の表に掲げる式によって計算すること。

力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	令第86条第2項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域における場合
略	略	略	略

この表において、 G 、 P 、 S 、 W 及び K は、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

G 広告塔等の固定荷重によって生ずる力

P 広告塔等の積載荷重によって生ずる力

S 令第86条に規定する積雪荷重によって生ずる力

W 令第87条に規定する風圧力によって生ずる力（この場合において、「建築物の屋根の高さ」とあるのは、「広告塔等の地盤面からの高さ」と読み替えるものとする。）

K 地震力によって生ずる力（この場合において、地震力は、次の式によって計算した数値とするものとする。ただし、広告塔等の規模や構造形式に基づき振動特性を考慮し、実況に応じた地震力を計算できる場合においては、当該荷重とすることができる。）

(式 略)

二 煙突等の地震力に関する構造計算は、次に定めるところによること。

イ (略)

ロ 煙突等の地下部分は、地下部分に作用する地震力により生ずる力及び地上部分から伝えられる地震力により生ずる力に対して構造耐力上安全であることを確かめること。この場合において、地下部分に作用する地震力は、煙突等の地下部分の固定荷重と積載荷重との和に次の式に適合する水平震度を乗じて計算するものとする。ただし、煙突等の規模や構造形式に基づき振動特性を考慮し、実況に応じた地震力を計算できる場合においては、当該荷重とすることができる。

(式 略)

第2 令第138条第1項第三号及び第四号並びに第2項第一号に掲げる広告塔又は高架水槽等及び乗用エレベーター又はエスカレーター（以下「工作物等」という。）の構造計算の基準は、次のとおりとする。

一 工作物等の構造耐力上主要な部分の各部分に生ずる力を、次の表に掲げる式によって計算すること。

力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	令第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合
略	略	略	略

この表において、 G 、 P 、 S 、 W 及び K は、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

G 工作物等の固定荷重によって生ずる力

P 工作物等の積載荷重によって生ずる力

S 令第86条に規定する積雪荷重によって生ずる力

W 令第87条に規定する風圧力によって生ずる力（この場合において、「建築物の屋根の高さ」とあるのは、「工作物等の高さ」と読み替えるものとする。）

K 地震力によって生ずる力（この場合において、地震力は、次の式によって計算した数値とするものとする。ただし、工作物等の規模や構造形式に基づき振動特性を考慮し、実況に応じた地震力を計算できる場合においては、当該荷重とすることができる。）

(式 略)

二 前号の規定により計算した構造上主要な部分の各部分に生ずる力に対し、構造耐力上安全であることを確かめること。

三 広告塔等の地下部分については、第1第二号ロの基準を準用する。

第3 令第138条第1項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁の構造計算の基準は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第十六号）第7条に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は実験その他の特別な研究による場合にあつては、この限りでない。

一 宅地造成等規制法施行令第6条第1項各号のいずれかに該当するがけ面に設ける擁壁

二・三（略）

四 宅地造成等規制法施行令第14条の規定に基づき、同令第6条第1項第二号及び第7条から第10条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると国土交通大臣が認める擁壁

第4 煙突等及び広告塔等のうち高さが60メートルを超えるものの構造計算の基準は、平成12年建設省告示第1461号（第二号ハ、第三号ロ及び第八号を除く。）に掲げる基準によることとする。この場合において、当該各号中「建築物」とあるのは、「工作物」と読み替えるものとする。

二 前号の規定によって計算した構造耐力上主要な部分の各部分に生ずる力に対し、構造耐力上安全であることを確かめること。

三 工作物等の地下部分については、第1第二号ロの基準を準用する。

第3 令第138条第1項第五号に掲げる擁壁の構造計算の基準は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第十六号）第7条に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。

一 宅地造成等規制法施行令第5条第1項各号の一に該当するがけ面に設ける擁壁

二・三（略）

四 宅地造成等規制法施行令第15条の規定に基づき、同令第6条から第10条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると国土交通大臣が認める擁壁